



留置されている方への面会・差し入れについて

面会できる日時について

面会できる日

平日のみ

面会できる時間

午前8時30分～正午までの間

午後1時00分～午後5時00分までの間

※上記の時間帯で30分以内

受付方法について

受付日時

【平日のみ】

午前8時30分～午後5時15分までの間

※ **希望日の前日（平日に限る）まで**に警察署窓口にお越しいただくか、下記問い合わせ先までご連絡ください。

留意事項

- 面会は一人1日1回です。1回の面会で三人まで入室できます。
- 面会を希望される方は、**必ず身分証明書**（運転免許証・健康保険証など）をご持参ください。
- 面会当日であっても、身分確認ができない場合や業務の都合等により面会をお断りすることがあります。
- 土曜日・日曜日・祝祭日などは面会できません。

面会時の留意事項

面会に来られる方は、以下の事項を遵守するようお願いします。

- ① あらかじめ告げられた時間内に面会を終了すること。
- ② 録音機、カメラ、ビデオカメラ、携帯電話、スマートフォン、パソコン等を使用してはならないこと。
- ③ あらかじめ申し出て承諾を受けた場合を除き、外国語を使用しないこと。
- ④ 留置施設内では、必要がある場合には、着衣又は携行品を検査したり、携行品を職員が一時預かったりすることがあること。
- ⑤ 面会の際に直接金品の授受をしないこと。
- ⑥ 留置施設の職員の職務上の指示に従うこと。
- ⑦ 遵守事項に違反する場合には、面会を一時停止したり、終了したりすることがあること。

差し入れについて

受付時間・方法

【平日のみ】

午前8時30分～午後5時15分までの間

【注意事項】

- 差し入れしたい物品を持参してください。
- 郵送による差し入れは原則受付しません。
- 遠方等で持参による差し入れができない場合は、事前に浜田警察署留置管理課までお問い合わせください。

差し入れ可能な物品

現金、書籍、便せん、封筒、切手、衣服など

※一部差し入れできない場合がありますので事前に浜田警察署留置管理課までお問い合わせください。

差し入れできない物品

飲食物、医薬品、歯磨き粉、化粧品、コンタクトレンズ洗浄液など

※中身が確認できず検査が困難なもの・留置施設内で使用できない物品は差し入れをお断りしています。

問い合わせについて

ご不明な点は留置管理課へお問い合わせください。

なお、留置されている方に対する所在確認・伝言等はできません。

問い合わせ先

浜田警察署留置管理課

0855-22-0110（代表）

